

## eLTAX で特別徴収税額通知データの受け取りを希望される事業者の皆様へ

### 1. 平成 30 年度以降の特別徴収税額通知データ(参考データ)の提供について

当市においては、希望される事業所様に対して、特別徴収税額通知データ(参考データ)を送付しておりましたが、先般の税制改正により、**平成 30 年度以降分は、eLTAX を介しての提供は行わない**こととなりました。なお、「参考データ」に替わるものとして、特別徴収税額通知データ(電子署名つき「正本通知」)又は特別徴収税額通知データ(電子署名なし「副本通知」)を提供いたします。**(「正本通知」については、当市では平成 29 年度分から提供しております)**

従来の「参考データ」と、特別徴収税額通知の「正本通知」「副本通知」とでは、ファイルの仕様(データ構造)が異なるため、電子データでの取込みを予定している事業者様においては、「正本通知」「副本通知」のファイル仕様に未対応の場合、給与管理システム等への取込みができないことが想定されるため、同システム等を改修していただく必要が生じます。

なお、給与管理システム等の改修が間に合わない場合の当面の措置として、平成 30 年度においては、CSV 出力した「正本通知」「副本通知」のデータを、従来の「参考データ」へ変換するツールを提供いたします。(平成 30 年 4 月頃に eLTAX のホームページにおいて提供予定)

### 2. 新しい「正本通知」「副本通知」の受け取り方法

給与支払報告書の提出時に選択した特別徴収税額通知の受け取り方法により、当市からの通知の受け取り方が異なります。また、**平成 29 年度から受取方法が変更されています**のでご注意ください

(1) 給与支払報告書の提出時に、特別徴収税額通知の受け取り方法を従来どおり「書面」と選択した事業所様

- ① 「書面」の税額決定通知書をお送りします。**(平成 30 年度はデータの提供はありません)**
- ② 「正本通知」又は「副本通知」のデータ提供を希望する事業所様におかれましてはその旨を当市にご連絡いただく必要がありますので、課税課市民税係(電話番号 054-643-3187)までご連絡をお願いいたします。その際、「正本通知」又は「副本通知」をダウンロードする際に必要となる「保護番号」を送信する先のメールアドレスを伺いますのでご用意をお願いいたします。
- ③ 指定されたメールアドレスに、「正本通知」又は「副本通知」をダウンロードする際に必要となる「保護番号」を送信しますので、処分通知等メニューから取得してください。
- ④ 「正本通知」又は「副本通知」には、個人番号が含まれますので、事業所様のセキュリティポリシーに従い、適宜削除してください。
- ⑤ **平成 30 年 4 月 20 日(金)**までにデータ提供のお申し出のあった事業所様には、5 月中旬発送予定の当初税額決定通知にてデータ提供を行います。
- ⑥ **平成 30 年 4 月 23 日(月)**以降にデータ提供のお申し出のあった事業所様には、当初税額決定通知発送後、随時データ提供を行います。

- (2) 「電子データ」を選択し「メールアドレス」に「\_copy」を付加された事業所様
- ① 「副本通知」のデータを提供します。
  - ② 指定されたメールアドレスに、「副本通知」をダウンロードする際に必要となる「保護番号」を送信しますので、処分通知等メニューから取得してください。
  - ③ 「副本通知」には、個人番号が含まれますので、事業所様のセキュリティポリシーに従い、適宜削除してください。
  - ④ あわせて「書面」の税額決定通知書もお送りします。これが「正本通知」となります。
- (3) 「電子データ」を選択し「メールアドレス」に「\_copy」を付加しなかった事業所様
- ① 「正本通知」のデータを提供します。
  - ② 指定されたメールアドレスに、「正本通知」をダウンロードする際に必要となる「保護番号」を送信しますので、処分通知等メニューから取得してください。
  - ③ 「正本通知」には、個人番号が含まれますので、事業所様のセキュリティポリシーに従い、適宜削除してください。
  - ④ 電子データが「正本通知」となりますので、「書面」の税額決定通知書はお送りしません。

**【問い合わせ先】**

〒426-8722

静岡県藤枝市岡出山1-11-1

藤枝市役所 課税課 市民税係 担当：大石・平林

TEL 054 (643) 3187 (直通)